

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための
健康保険法等の一部を改正する法律案

説明資料

平成31年2月

保険局

4. 健康保険法等の一部改正について (被保険者番号等の告知要求制限)

4－1．健康保険法等の一部改正について

1. 改正の背景

（電子資格確認の仕組みについて）

- 現在、療養の給付等を受ける際には、国保法第 36 条第 3 項等において、被保険者は保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対し被保険者証を提出することとされており、提出を受けた保険医療機関等は、当該被保険者証に記載されている医療保険の資格情報を確認し、当該者の加入する保険者に対して、その費用の一部を請求し、保険者は請求された費用を支払うこととされている。
- 現在、以下の 2 点について、保険者の費用支払に係る事務負担の軽減及び被保険者の資格情報管理の適正化に資するため、電子資格確認（療養の給付等を受ける際に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを利用する方法により、療養の給付等を受けようとする者が保険医療機関等に自身の医療保険の資格情報を提供する仕組みをいう。以下同じ。）の導入を予定している。
 - ※具体的には、保険医療機関等の窓口に設置されているカードリーダーにより、個人番号カードに内蔵されている IC チップ内のシリアルナンバーを読み取り、被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）の資格情報が管理されているシステムから、当該個人番号カードの本人に係る資格情報の提供を受ける方法を予定している。

＜負担を軽減する事務＞

- ① 現行、保険者の加入資格を喪失した者が、返却しなかった当該保険者の被保険者証を保険医療機関等に提出することにより療養の給付等を受け、保険医療機関等が当該保険者に費用を請求した場合に、当該保険者は保険医療機関等への請求の返戻等の対応を行う必要がある。

この場合に、電子資格確認により、保険医療機関等は、療養の給付を受けようとする者が保険医療機関等の窓口で受付等を行う際に、その時点で当該者が加入している資格情報を確認することができる（資格を喪失した者が、加入していた保険者（以下「旧保険者」という。）の被保険者証を提示して受診した場合、資格が喪失していること及び新たに加入した保険者に係る情報を保険医療機関等が入手することができる。）。

これにより、資格喪失後に旧保険者の被保険者証を提出した場合に、保険医療機関等は資格喪失を受付時に把握することができ、保険者の費用請求の返戻事務も生じなくなる。
- ② 現在、保険者は、被保険者が療養の給付等を受ける際に負担する金額を証明すること等のため、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保法施行規則」という。）第 27 条の 14 の 2 第 3 項に規定する限度額認定証など被保

険者証以外に複数の証を発行しているところ、オンライン資格確認では、これらの証により療養の給付を受けようとする者が保険医療機関等に証明する情報を個人番号カード1枚で証明することができ、保険者の証の発行等の事務が軽減する。

- 現在、オンライン資格確認の仕組みを構築するため、支払基金及び国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が保険者の委託を受け、被保険者等の資格管理に用いる被保険者記号・番号を医療保険の資格情報と紐付けて一元的に管理することを予定している。この資格情報の管理を個人ごとに行うため、現在世帯単位で発行されている被保険者記号・番号を個人単位で発行することとする。

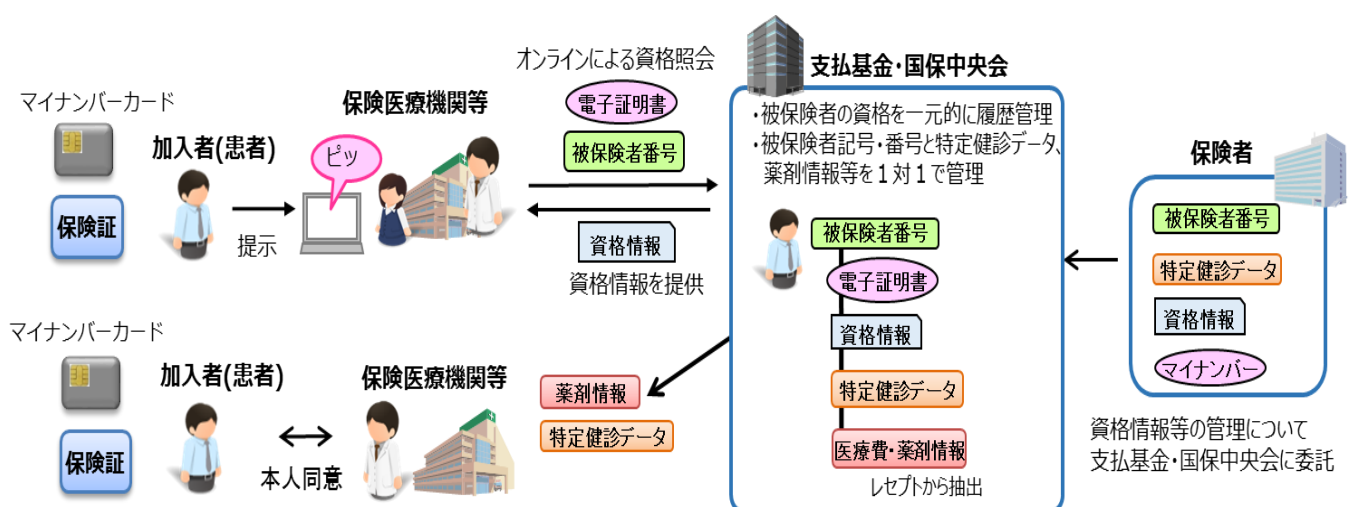
※ 資格喪失後における旧保険者の被保険者証による受診は、資格情報を各保険者が管理しているため、療養の給付を受けようとする者が保険者を異動した際に、確実かつ迅速にその事実を保険者が把握できないことにより発生する。

- さらに、オンライン資格確認の仕組みを活用し、支払基金及び国保中央会は、保険者から委託を受け、①特定健診（高確法第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）、②被保険者等が過去（15ヶ月を予定）に処方された薬剤に関する情報を、被保険者記号・番号と紐付けて管理し、被保険者等が保険医療機関等において、個人番号を活用して、保険者からこれらの情報の提供を受けることができる仕組みを導入することとしている。

※ 法律上、被保険者等がこれらの情報の提供を受ける場所は、保険医療機関に限定されないが、支払基金及び国保中央会がこれらの情報を管理するシステムに、安全にアクセスして情報の提供を受けるための機器等を保険医療機関に整備することを予定しているため、運用上、これらの情報については、保険医療機関等において保険者から被保険者に提供されることとなる。

※ 被保険者等は、保険者から提供されたこれらの情報を、医師等に提供することにより、診療等の参考情報として活用することが考えられる。

（参考）オンライン資格確認のイメージ



(個人単位の被保険者記号・番号の取扱いについて)

- 保険者番号及び個人単位の被保険者記号・番号（以下「被保険者記号・番号等」という。）は、保険者を変えると変更される符号であり悉皆性もないが（生活保護受給者は対象外）、被保険者証に記載される視認と書き取り可能な符号であり、保険者間での履歴管理によって世帯単位の番号と比較して個人との対応関係が格段に高くなる。
- また、個人単位の被保険者記号・番号等は、オンラインによる資格確認や薬剤情報等の提供の場面で用いるため、現在の世帯単位の被保険者記号・番号よりも、紐付けられる情報の範囲が広がることとなる。
- 個人情報保護法に違反して不正に収集された場合に、被保険者記号・番号等を利用したデータ突合によるプライバシー侵害の影響も大きいと懸念されるので、これを防止する措置を講じる必要がある。

2. 改正の概要

- 上記を踏まえ、健保法等の医療保険各法において、以下の措置を講じることとする。
 - (1) 被保険者記号・番号の定義等
 - (2) 被保険者等が保険医療機関等で療養の給付等を受ける際のオンライン資格確認その他の方法によって被保険者であることの確認を受けることの法的位置づけの明確化
 - (3) 保険者・保険医療機関等における健康保険事業の遂行に必要な場合以外での被保険者記号・番号等の告知要求の制限
 - (4) 保険者・保険医療機関等以外の者による被保険者記号・番号等の告知要求の制限、違反した場合の是正命令・罰則
- ※ 被保険者記号・番号の告知要求の範囲は、健康保険事業又は関連する事務の遂行のため特に必要と認められる場合に限定。

被保険者等記号・番号等、オンライン資格確認の定義規定
(健保法第3条第11項～第13項関係)

1. 現行制度の概要

(被保険者等記号・番号等)

- 保険者番号は、現在、レセプト請求に用いる保険者ごとの番号として、厚生労働省で定めて保険者、保険医療機関等に通知している。また、被保険者記号・番号は、被保険者証を管理する番号として健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保法施行規則」という。）に規定されている。

(オンライン資格確認の定義)

- 現在、保険医療機関等における被保険者等の資格確認については、被保険者証の提出によって行っているところ、保険医療機関等でのマイナンバーカードを用いた被保険者等の資格確認については、今般、新たに導入する仕組みであり、現行法令上は位置づけられていない。

2. 改正の内容

(保険者番号、被保険者等記号・番号)

- 保険者番号の定義規定を設けることとし、現行の取扱いに準じて、厚生労働大臣が健康保険事業で保険者を識別するために定める番号として規定することとする。
- 被保険者等記号・番号は、実際上は被保険者等の資格を管理するための番号として用いられていることを踏まえ、定義規定において明確化することとする。

(オンライン資格確認の定義規定)

- マイナンバーカードに記録された利用者証明書を用いることを規定することとする（メールなどによる資格確認の方法は排除される）。
 - ※ マイナンバーカードを利用した資格確認を「電子資格確認」と規定した上で、療養の給付等を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カードによって資格情報の照会を行い、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて、当該情報を保険医療機関等に提供し、当該保険医療機関等から被保険者等であることの確認を受けることをいうとする。
 - ※ 具体的な要件等は、各条の委任規定及び健保法第207条の実施省令の委任規定に基づき、厚生労働省令で定める。
 - ※ 定義規定における「保険給付に係る費用の請求に必要な情報」は、自己負担割合や所得区分を想定。

オンライン資格確認等の法定化
(健保法第 63 条第 3 項関係)

1. 現行制度の概要

- 被保険者等は、保険医療機関等で療養の給付等を受ける際、被保険者証を提出しなければならないこととされている（健保法施行規則第 63 条等）。

2. 改正の内容

- オンライン資格確認の仕組みを導入すること及びデジタルファースト法案（仮称）の趣旨を踏まえ、被保険者等が療養を受ける場合には、オンライン資格確認その他の厚生労働省令で定める方法により被保険者等であることの確認を受けることとする。
- ※ 2 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費にも同様の規定（準用規定を含む。）を置く。当面はオンライン請求を行っている施設から順次導入していく。
- ※ 3 柔道整復療養費等は、法令上の位置づけがなく、通知等による取扱いの中で、保険医療機関等での実施状況を踏まえて検討する。

<上記の取扱を規定する健保法の条文>

- ・ 第 63 条第 3 項（療養の給付）
- ・ 第 85 条第 1 項（入院食事療養費）
- ・ 第 85 条の 2 第 1 項（入院時生活療養費）
- ・ 第 86 条第 1 項（保険外併用療養費）
- ・ 第 88 条第 3 項（訪問看護療養費）

被保険者等記号・番号等の告知要求の制限、立入検査及び罰則
(健保法第 194 条の 2、第 194 条の 3 及び第 207 条の 3 等関係)

1. 現行制度の概要

- 個人単位の被保険者等記号・番号等は、保険者が変わると変更される符号であり悉皆性もないが（生活保護受給者は対象外）、被保険者証に記載される視認と書き取り可能な番号であり、保険者間での履歴管理によって世帯単位の符号と比較して個人との対応関係が格段に高くなる。
- また、個人単位の被保険者等記号・番号等は、オンラインによる資格確認や薬剤情報等の提供の場面で用いるため、現在の世帯単位の被保険者記号・番号等よりも、紐付けられる情報の範囲が広がることとなる。
- 個人情報保護法に違反して不正に収集された場合に、被保険者等記号・番号等を利用したデータ突合によるプライバシー侵害の影響も大きいと懸念されるので、これを防止する措置を講じる必要がある。

2. 改正の内容

- 被保険者等記号・番号等について、以下の規定を設ける。
 - ① 厚生労働大臣、保険者、保険医療機関又は保険薬局、指定訪問看護事業者その他の厚生労働省令で定める者（以下「厚生労働大臣等」という。）について、健康保険事業の遂行等以外の目的での被保険者等記号・番号等の告知の求めの禁止
 - ② 厚生労働大臣等以外の者について、健康保険事業の遂行等ため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、被保険者等記号・番号等を告知の求めの禁止
 - ③ ①又は②の場合以外での、契約の締結等における被保険者等記号・番号等を告知の求めの禁止
 - ④ ①又は②以外の場合での、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベースの構成の禁止
 - ⑤ ③及び④に違反した者に対する厚生労働大臣の勧告
 - ⑥ ⑤の勧告に従わない者に対する厚生労働大臣の命令
 - ⑦ ⑥の命令に従わない者に対する罰則
 - ⑧ ⑤及び⑥の措置に関し必要なときに、厚生労働大臣が報告を求め又は検査を行う権限の付与
 - ⑨ ⑧に関し虚偽の報告又は検査の忌避等を行った者に対する罰則
 - ⑩ ⑦及び⑨違反に対する両罰規定
- これらと同様に、個人の情報を行政が管理する場合に、その管理番号について告知の求め等に規制を課す例としては、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）や国年法がある。

(参考) 契約の条件とデータベースについて特に厳しく定められていることの考え方

住民基本台帳法逐条解説によると、両者において厳格な告知要求の禁止の規定を設けている理由として、契約の条件については、「一般的に、個人としての住民が組織としての事業者等と契約をする場面においては、相手方である事業者等の提示した契約条件に合わせなければならない状況が多いものと考えられる。この際に住民票コードの告知が契約の条件とされた場合には、住民本人の意思を拘束して、多くの住民に係る住民票コードが組織的かつ効率的に収集されるおそれが高まることが予想される」ため、データベースの記録については、「情報処理の容易な電子計算機処理の対象となるデータベースが構成されることにより、本法で認められていない主体において住民票コードが利用され、他の者に情報を提供するおそれが高まることが予想されるため」としている。

(第 194 条の 2 第 5 項において「前二項」に限定している考え方)

第 194 条の 2 第 2 項については、告知要求を一般的に禁止する規定を設けることで、この法律に基づかない被保険者等記号・番号等の利用が禁止されていることを法律で明らかにするとともに、告知要求により損害が生じた場合の賠償請求等を行う際の違法性の立証が容易になるという意義を有するものであるのに対し、第 3 項及び第 4 項は、その中でも特に禁止すべき事項について規定し、それらに対して勧告・命令・罰則規定を設けるもの。そのため、第 194 条の 2 第 5 項において、第 3 項及び第 4 項に限定している。

3. 第 194 条の 2 等の規定場所について

- 被保険者等記号・番号等の利用制限等に係る規定については、国年法の例も踏まえ、第 11 章（雑則）に規定することとする。
- 第 196 条の次に規定する考え方については、雑則のうち健保法第 193 条及び第 194 条は、時効という一般的なルールを定めたものであり、それ以降は書類の費用（第 195 条等）や事務の委任（第 203 条）など、事務手続に関する規定であるため、告知要求制限という一般的なルールを定める規定は第 194 条の次に定めることが適切であると整理したもの。この整理は、他の医療保険各法においても同様。（国共済法及び地共済法においては、報告及び検査を含む条文があるため、便宜的に、その中に規定することとした。）

4. 第 213 条の 3 の規定場所について

- 第 213 条の 3 は、報告及び検査について規定している第 194 条の 3 に違反した場合の罰則規定である。
- この条文の規定場所を第 213 条の 3 としたのは、以下 2 つの理由による。
 - ・ 第 213 条と第 213 条の 2 が、報告や検査に関する罰則規定であり、その次に規定することがなじむこと。
 - ・ 第 213 条が第 154 条違反について、第 213 条の 2 が第 183 条違反について、それぞれ定めており、第 194 条の 3 違反について定めているこの条文を、その次に規定することが、条文の並びとしても適切であること。

5. 第 214 条を改正し両罰規定を設けることについて

○ 厚生労働大臣等以外の者について、契約の締結等における被保険者記号・番号等を告知の求めの禁止及び被保険者等記号・番号等の記録されたデータベースの構成の禁止規定を設け、これらに違反した場合には、厚生労働大臣が勧告・命令をし、当該命令に従わない場合等について、罰則を設けることとしているが、これらの場合に、その行為者だけを処罰しただけでは、当該行為により利益を得ているは法人であるため、十分な実行性が担保されない。

○ このため、実施的な受益者である法人自体に対しても同様の罰を科すことができる旨の規定（両罰規定）を設けることにより、その実効性を担保することとする。

（参考）第 194 条の 4 第 1 項から第 3 項までの規制の範囲

	健康保健事業の遂行等を目的とする告知要求		健康保健事業の遂行等を目的としない告知要求	
	契約に際しない	契約に際する	契約に際しない	契約に際する
厚生労働大臣等	告知要求可能（第 1 項）	告知要求可能（第 3 項第 1 号）	第 1 項違反	第 1 項・第 3 項違反
厚生労働大臣等以外の者	特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合には告知要求可能（第 2 項）	特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合には告知要求可能（第 3 項第 2 号）	第 2 項違反	第 2 項・第 3 項慰安

（参照条文）

○住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）（抄）

（住民票コードの告知要求制限）

第三十条の三十七 市町村長は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 都道府県知事は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 機構は、本人確認情報処理事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

（住民票コードの利用制限等）

第三十条の三十八 市町村長、都道府県知事、機構又は総務省（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

- 2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。
- 3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。
- 4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十条の四十一第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第三十条の三十九 都道府県知事は、前条第四項又は第五項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十三条 第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抄）

（国民年金原簿）

第十四条 厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号（政府管掌年金事業（政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。）の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。）その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

（基礎年金番号の利用制限等）

第百八条の四 第十四条に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の三十七第一項及び第二項、第三十条の三十八並びに第三十条の三十九の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の三十七第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」

と、同法第三十条の三十八第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十条の三十九第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十一条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十三条の三 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（略）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（略）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第百十一条の二又は前条（第四号及び第五号を除く。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

2 （略）

支払基金等への事務の委託
(健保法第 205 条の 4 関係)

1. 現行制度の概要

- 保険者は、第 4 章の規定による保険給付等のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務等の一定の事務について、他の保険者と共同して支払基金又は国保連に委託することができることとされている（健保法第 205 条の 4）。

2. 改正の内容

- オンライン資格確認等システムの仕組みにおいては、上述の
 - ・ 保険医療機関等への療養の給付等に係る情報の提供を検討しているところ、審査支払機関のレセプト情報も活用しつつ、全ての保険者が共同で実施する仕組みが効率的で合理的であるため、第 205 条の 4 の規定に基づき支払基金又は国保連に共同して委託することを予定。

（特定健診データ、薬剤情報及び医療費情報のマイナポータル等での閲覧の仕組み）

- オンライン資格確認の仕組みの構築と併せて、特定健診データ、薬剤情報及び医療費情報（以下「特定健診データ等」という。）をマイナポータル等で本人が閲覧する仕組みを構築するためには、保険者が支払基金又は国保連に対して当該特定健診データ等の管理及び提供を委託する必要があるため、その根拠規定が必要となる。
- この点、健保法第 205 条の 4 第 1 項第 2 号では、「第六章の規定による保健事業及び福祉事業の実施」に係る情報を収集又は整理可能と規定しており、特定健診データ等はこれの中で解釈することが可能である。一方、同条同項第 3 号（情報の利用又は提供の委託規定）では、特定健診データ等がその対象となっていないため、「第六章の規定による保健事業及び福祉事業の実施」を追加することとする。

（資格情報の管理及び提供）

- 支払基金又は国保連に対する資格情報の管理及び提供の委託については、法改正を要しないこととしているが、その理由は以下のとおりである。
 - ・ 健保法第 205 条の 4 第 1 項第 2 号は、「第四章の規定による保険給付…その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者若しくは被保険者であった者又はこれらの被扶養者（次号において「被保険者等」という。）に係る情報の収集又は整理に関する事務」と規定しており、同項第 3 号も同様に、「第四章の規定による保険給付…その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」と規定している。
 - ・ そのため、電子資格確認について、個別の条文に委託規定を置かずとも、法第 205 条の 4 第 1 項第 2 号（情報の収集・整理）及び第 3 号（情報の利用・提供）の「その他の厚生労働省令で定める事務」を根拠とすれば足るため。
 - ・ なお、基金が委託を受けた事務を行う根拠規定についても、支払基金法第 15 条第 1 項第 6 号及び第 7 号を根拠とすることとなるため、改正は不要である。

国及び保険者等の協力規定
(健保法第 205 条の 5 関係)

1. 改正の背景

- オンライン資格確認を有用なものとするためには、国、保険者（広域連合を含む。）、保険医療機関等の関係者が相互に連携を図りながら協力することが必要であることから、オンライン資格確認をはじめとする手続の電子化等によって保険給付に係る事務が円滑に実施されることを目的とした協力規定を設けることが望ましい。

2. 改正の内容

- 国、全国健康保険協会及び健康保険組合並びに保険医療機関等その他の関係者が、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等の規定により行われるものとする事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとすることを規定するもの。

※ 全国健康保険協会及び健康保険組合以外の保険者は、「その他の関係者」に含まれると整理。

3. 第 205 条の 5 の規定場所について

- 国及び保険者等の協力規定については、健保法第 10 章（雑則）中第 205 条の 4（支払基金等への事務の委託）の後に規定することとする。
- 健保法第 10 章（雑則）中に規定することとしたのは、この規定は、円滑な事務手続を行うための協力規定であり、事務手続に関する規定は健保法第 10 章（雑則）に規定されていることから、その中に位置づけることとしたものである。
- また、本規定はオンライン資格確認を念頭に置いたものであるところ、オンライン資格確認の仕組みに必要な規定の後に置くのが適切であり、支払基金等への事務委託の規定についても、オンライン資格確認の仕組みに含まれるため、健保法第 205 条の 4 の後に規定することとする。

※ 基金等への事務の委託規定の改正は、電子資格確認のシステムにおいて、被保険者等の資格情報の一元的な管理と併せて、健診情報等を管理し、これを保健事業等に活用するため、支払基金に委託することができる事務に「保健事業及び福祉事業」を追加するもの。

船保法等の一部改正について

1. 改正の内容

- オンライン資格確認等システムの導入に伴い、船保法、私学共済法、国共済法及び地共済法においても、健保法と同様の規定を設ける。

4－2．国民健康保険法等の一部改正について

オンライン資格確認等の法定化
(国保法第 36 条第 3 項等関係)

1. 現行制度の概要

- 国保法では、療養の給付を受けようとするときは保険医療機関等に、指定訪問看護を受けようとするときは指定訪問看護事業者に被保険者証を提出することとされている（国保法第 36 条第 3 項及び第 54 条の 2 第 3 項）。
- また、国保法では、世帯主が被保険者資格証明書（※）の交付を受けている場合、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、特別療養費を支給することとされており（国保法第 54 条の 3 第 1 項）、この場合において、被保険者資格証明書を提出しないで診療等を受け、被保険者資格証明書を提出しなかったことがやむを得ない理由によるものと認めるときは、療養費を支給することとされている（国保法第 54 条第 4 項）。
- ※ 特別な理由がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している世帯主に対して、被保険者証の返還を求めることができ、被保険者証が返還されたときは、被保険者資格証明書を交付することとされている（国保法第 9 条第 3 項及び第 6 項）。

2. 改正の内容

- 今般、健保法において療養の給付を受ける要件としてオンライン資格確認を法定化することに伴い、国保法第 36 条第 3 項においても、療養の給付を受ける要件としてオンライン資格確認を法定化し、被保険者証は削除することとする。
- 被保険者証又は被保険者資格証明書の提出に関する規定である、国保法第 54 条第 2 項、第 54 条の 2 第 3 項及び第 54 条の 3 第 4 項についても、所要の改正を行うこととする。

被保険者記号・番号等の告知要求の制限等
(国保法第 111 条の 2、第 111 条の 3 等関係)

1. 改正の内容

- 被保険者記号・番号等の告知要求の制限等について、下記のとおり健保法第 194 条の 2 等と同様の規定を設けることとする。

	健保法	国保法
被保険者記号・番号等の利用制限等	第 194 条の 2 (新設)	第 111 条の 2 (新設)
報告及び検査	第 194 条の 3 (新設)	第 111 条の 3 (新設)
関係者の連携及び協力	第 194 条の 4 (新設)	第 111 条の 4 (新設)
事務の委託関係	第 205 条の 4 第 1 項第 3 号	第 113 条の 3 第 1 項第 2 号
罰則関係	第 207 条の 3 第 3 号 (新設)、第 212 条の 3 (新設)、第 214 条第 1 項	第 121 条の 2 (新設)、第 122 条の 2 (新設)、第 123 条の 2 (新設)

高確法の一部改正について
(高確法第 64 条第 4 項等関係)

1. 改正の内容

- オンライン資格確認等システムの導入に伴い、高確法においても、国保法と同様の規定を設けることとする。
- ただし、後期高齢者医療制度においては、すでに被保険者番号が個人単位化されていることから、健保法、国保法等と異なり、被保険者記号を用いないこととしている。